

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	136,193 千円
うち社会保障財源交付金	74,287 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,634,667 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉	児童福祉事業	600,142	357,675	4,400	19,701	27,273	191,093
	高齢者福祉事業	95,428	2,039	3,100	17,826	4,337	68,126
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	444,673	269,790	10,500	0	20,208	144,175
	小 計	1,140,243	629,504	18,000	37,527	51,818	403,394
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	111,610	54,191	0	0	5,072	52,347
	介護保険事業特別会計繰出金	151,127	17,604	0	0	6,868	126,655
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	154,258	33,430	0	0	7,010	113,818
	小 計	416,995	105,225	0	0	18,950	292,820
保健衛生	予防対策・健康増進事業	59,661	1,253	0	3,417	2,711	52,280
	母子衛生事業	17,768	2,371		45	808	14,544
	小 計	77,429	3,624	0	3,462	3,519	66,824
合 計		1,634,667	738,353	18,000	40,989	74,287	763,038

※ 引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。